

(論 説・コメント)

## 再分配の手法と税制

増 井 良 啓

### (要 旨)

本報告は、政府による再分配の手法を概観し、税制の役割を確認する。日本の巨大な財政赤字の下で、財源の裏付けなくして再分配の手法を語っても現実性がない。税収調達力を回復することで社会保障を支えることが、再分配機能の維持にとって望ましい。このことを示すために、日本における再分配の現状のデータを紹介し、再分配の根拠に触れたあと、再分配のための各種の手法との関係で税制を位置づける。具体的には、税制と社会保障制度が入り組んだ相互関係にあること、給付つき税額控除に対する評価が分かれていること、消費税の逆進性対策のあり方として食料品の軽減税率よりも簡素な給付措置のほうが望ましいこと、を指摘する。

### (キーワード)

再分配、分配的正義、グローバル化、税制、社会保障、給付つき税額控除、軽減税率、タックス・ミックス

### I はじめに

一国の税制で何ができるかは、グローバルな競争圧力、技術革新の影響、人口動態（少子化・高齢化）などの条件に制約される。貧困と格差への関心が再び高まる中、税制改革の議論にあたっては、このような制約条件を冷静に意識することが肝要である。

本報告は、政府による再分配の手法を概観し、税制の役割を確認する。与件として重要なのが、GDPの2倍を超える日本の巨大な財政赤字である。この現状では、財源の裏付けなくして再分配の手法を語っても、現実性がない。本報告の方向感、税収調達力を回復することで社会保障を支える、というもの

である。言い換えれば、財政が破綻して国債に対する信認が崩れ、ハイパー・インフレーションが起きる、という形での不規則かつ残忍なハード・ランディング——それは意図しない形で結果的に富の再分配をもたらすものではあるが——の回避を基調とする。

そのこともあって、本報告では「再分配 (redistribution)」という言葉で、政府が分配上の帰結をにらんで意図的に行う公的政策を指す。混合経済の下では、市場による当初分配自体が政府介入の影響を受けているし、それは意図せざるものであることが多い。それとは一応区別して、豊かな人から貧しい人への財の移転を意図した公的政策に視野を限定する。

本誌の他の論説が税制の実質的な検討であるのに対し、本報告はいわば落ち穂拾いである。貧困と税制については、租税徴収までを視野に入れた重要な先行業績がある<sup>1)</sup>。

## II 再分配の現状

日本において、再分配の現状はどうなっているか。

2004年に政府税制調査会基礎問題小委員会が「わが国経済社会の構造変化の『実像』について」を公表した<sup>2)</sup>。この報告書は富の分配にも言及し、高度経済成長期を通じて進んだ社会の均質化・流動化の動きが鈍化しているのではないかと指摘した。

それから11年後、2015年7月から9月にかけて、政府税制調査会は再び、経済社会の構造変化について事実確認を行った<sup>3)</sup>。それによると、統計によればらつきはあるものの、所得のジニ係数は、2000年前後以降ほぼ横ばいで推移してきた。しかし、相対的貧困率が緩やかに上昇した。

OECDのエコノミストの調査によると、日本の相対的貧困率は国際的にも高水準にある<sup>4)</sup>。2012年の数字で、OECD諸国の中で6番目に高かった。相対的貧困率は1985年には12%であったものが、2012年には16.1%に増えた。しかも、相対的貧困ライン自体が、1997年以降実質ベースで15%減少しており、相対的貧困層の状況が悪化している。

注目すべきが子どもの相対的貧困率であり、これが16.3%にのぼる。家庭の経済力や文化的背景が、子どもの進路選択や学力に大きく影響する。次世代に

わたって貧困が再生産されるだけに、深刻である。

それでは、政府の意図的な公的政策によって、所得や資産の分配状況はどのように変化しているか。税制調査会の事実確認やOECDの報告書などを参考にして、日本における再分配のパフォーマンスをみてみよう<sup>5)</sup>。

- ・ 再分配前の当初所得のジニ係数は、1980年代以降じわじわと上昇した。その原因としては、人口の高齢化、単身世帯・二世帯の増加、非正規労働の増加などが指摘されている。
- ・ これに対し、再分配後のジニ係数はほぼ横ばいである。2011年の数字で、再分配後のジニ係数は0.3791であり、OECD平均よりやや高いレベルである。
- ・ 所得再分配効果のほとんどが社会保障による。寄与分の内訳は、社会保障が85%、税制が15%である。
- ・ 所得再分配は、年齢階層間の所得移転がほとんどであり、現役世代から退職世代へと移転している。世代内での移転は小規模である。
- ・ 資産のジニ係数は所得のジニ係数よりも高く、経済的に裕福な親が子どもに富を移転する傾向にある。

## III 再分配の根拠

再分配の根拠は政治哲学の基本問題である。そもそもどのような枠組みで議論すべきかをめぐって、議論が断えない。功利主義の枠組みからは、過度の再分配は経済成長を阻害するといわれる一方で、格差が大きくなると社会不安が起るとか、最貧層の固定化が経済活力を奪うとかいわれる。正義論の枠組みで考える場合にも、自由尊重主義から平等主義まで、それぞれが自らの正統性を主張する。

平等主義の哲学者は、「無知のベール」に覆われている状態で公正な社会契約を結ぶとか (Rawls)、「薄い無知のベール」の下で人々が保険としての社会保障を選ぶとか (Dworkin) の理由付けによって、再分配を根拠づける。「自分も不利な状況に陥る可能性があった」と考えるから、「世の中お互いさま」であって「皆で分かち合い」をしようということになり、連帯が生まれる。このあたりの考え方については法哲学の教科書にくわしく<sup>6)</sup>、政府の白書<sup>7)</sup>や税制

調査会の答申<sup>8)</sup>などにも議論の骨子が紹介されている。

平等主義の立場から、税制の評価基準について根源的な問題が提起されている。すなわち、Murphy and Nagel の 2002 年の書物<sup>9)</sup>は、税制のみに着目して公平を語ることに意味がないと主張した。この主張は、応能負担原則が憲法上の要請であるとする立場との間で、鋭い緊張関係にたつ。この点に関する私の意見は別の機会に述べた<sup>10)</sup>。ここでは 3 点を指摘する。

第 1 に、プラクティカルな視点も大事である。再分配を好む人も、再分配を嫌う人も、税制を論ずる以上は分配問題に関与しないわけにはいかない。意見が対立する中で、財政的制約の下で社会的合意を取り付け、ルールを決めていく必要がある。本報告の立論は、もっぱらこの視点による。

第 2 に、世代間公平について。巨額の財政赤字の下では、今後生まれてくる将来世代の負担が大きな問題である<sup>11)</sup>。しかし以下では、現在の日本社会で同じ瞬間を生きている現存世代に視野を限定する。その上で、年齢差や来歴にかかわらず個人々人を平等に扱うことを考える。

第 3 に、世界正義論がフロンティアである<sup>12)</sup>。地球規模でみた貧富の格差は、日本国内のそれよりも大きい。いったん国境を越え、異邦人に対しては一切支援義務がないことになるのか。これは、難民の増加を例にあげるまでもなく、私たちに突きつけられた課題であるが、本稿では論じない。以下の立論との関係で大切なのは、地球規模のより大きな格差があるからといって、国内の相対的貧困の問題を矮小化してはいけない、ということである。

#### IV 再分配の手法

##### 1 租税政策と他の法的政策

再分配政策の手法として、税制を通じたやり方と、最低賃金制度など他のやり方がある。その優劣をめぐって、財産再分配は租税政策を通じてのみ行うのが経済的に最適であり、他の法的政策は不適切であるという考え方が提唱されている<sup>13)</sup>。この考え方は「Kaplow and Shavell の定理」と呼ばれている<sup>14)</sup>。これに対していくつかの批判がある<sup>15)</sup>。厚生経済学の枠内での抽象的な論争であり、議論の進展を待ちたい<sup>16)</sup>。

2 点のみコメントする。第 1 に、労働立法をはじめとする各種の社会政策が

一切不要だというのは、19 世紀以来の産業先進国の制度発展に逆行する。第 2 に、再分配のためには、個人所得税や財産保有税のように、所得や財産保有高を直接に把握する手法がより効果的である。

##### 2 租税と手数料

手数料は再分配には向かない。

ところが、租税の代わりに手数料に依存する動きがある。2010 年 10 月の租税法学会の報告でも、古典的自由主義国家から現代社会国家への変容ののち、今後の展望として、国家が再分配機能を担いきれないので「サービス国家」に移行する可能性が指摘された<sup>17)</sup>。ここにサービス国家とは、国家の提供するサービスの対価として、細かい費用分担を行うというものである。

この動きは英米で現実化しており、水道料金からビザの取得、刑事裁判などあらゆる公的サービスの手数料が高額化している。この動きに対しては、政治的便宜のための安易な財源探しであるという批判がある<sup>18)</sup>。より透明で説明責任を負う租税によるべきだということである。

##### 3 税制と社会保障

###### (1) 入り組んだ相互関係

再分配の手法として、租税制度と社会保障制度とはどういう関係にたつか。

日本の社会保障は 1961 年に国民皆保険・皆年金になり、高度成長期に大きく拡充された。このことは税制の役割を考えるにあたって大きな意味をもつ。それ以前は、いわば所得税一本で再分配を支えた<sup>19)</sup>。これがシャウブ勧告の時点における議論の与件であった。これに対し、社会保障制度が整ってくると、再分配のツールを税制だけに限定する必要はない。このように考えるならば、再分配の主役が社会保障である現状自体は、必ずしも問題視すべきではないといえよう。

むしろ問題であるのは、社会保障財政の急速な悪化である。1980 年代以降の整理の試みにもかかわらず、人口の高齢化があまりにも急に進み、年金・医療・介護などの給付費が大きく増えている。他方で少子化が進み、労働人口が減少する中で、財政的な持続可能性が失われる。社会保障財政は、いわば巨大

なゴリラになってしまった。受益する世代にとって給付のカットは痛いことであるが、財政を健全化していかないと共倒れになる。その意味で、社会保障制度の適正化をどこまで進められるかが、今後の日本における再分配機能の維持にとって決定的である。

税制と社会保障制度の入り組んだ相互関係について、3点指摘する。

第1に、社会保障財源として、保険料だけでは足りず、公費を投入している。2014年の数字で、給付費をまかなう財源は107兆円である<sup>20)</sup>。このうち保険料が64兆円にすぎず、国庫負担が31兆円、地方負担が12兆円ある。つまり4割がたは、公費投入でまかっている。すでに消費税法1条2項は、消費税収を社会保障給付に充てると規律した。平成27(2015)年度には消費税率を5%から8%に上げたが、消費税増税分8.2兆円の全額を、基礎年金国庫負担を含む社会保障の安定化に充てている。

第2に、社会保険料のベースは労働所得であり、資本所得を含まない。標準報酬月額決め方も相まって、低所得者層に重い負担になっている。これに加えて、「再々分配」と呼ばれる所得税法の仕組みが働く<sup>21)</sup>。一方で、所得税における社会保険料控除が所得控除の形で与えられ、低所得者にとっての負担軽減は小さい。他方で、公的年金控除の金額が大きいため、受給者に対してはその貧富を問わず事実上非課税の状態をもたらしている。

第3に、労働参加率に対する影響についても、税制と社会保障制度をあわせて考えることが必須である。手取りの賃金は、所得税と社会保険料の両方を差し引いたところで決まるからである。いわゆる130万円の壁は社会保険料の問題である。また、自営業者は1号被保険者であるが、被雇用者は2号被保険者となりその配偶者は3号被保険者になる。被雇用者について社会保障制度は世帯単位の仕組みをとっており、所得税の個人単位主義とねじれをおこしている。

## (2) 給付つき税額控除

このように、すでに現行制度の下で、税制と社会保障制度は、あたかも別れられないカップルのように、入り組んだ関係にある。それに加えて、立法論として、給付つき税額控除が提案されてきた。4つの類型が提示されている（勤労税額控除、児童税額控除、社会保険料負担軽減税額控除、消費税逆進対策税額控除<sup>22)</sup>）。また、フラット税率の所得税と、各種の所得給付支援システムの組み

合わせも提案されている<sup>23)</sup>。

これらの提案と、それらに対する批判論については、要領よい整理がある<sup>24)</sup>。鋭い批判を加えるもの<sup>25)</sup>、執行面を中心に問題点を指摘するもの<sup>26)</sup>、所得控除の利点を指摘するもの<sup>27)</sup>、税制と社会保障の非連続性を分析するもの<sup>28)</sup>、などがある<sup>29)</sup>。このように、給付つき税額控除の政策論上の当否について、意見が分かれている。

プラクティカルな視点からは、赤字財政の下でどこに給付の財源を求めるかが問題である。少なくとも、社会保障給付のあり方をこのままにして、社会保険料の肩代わりとして税収を突っ込むだけでは、財政的に持続可能であるとはいえない<sup>30)</sup>。

## (3) 消費税の逆進性対策

消費税はすでに主要な社会保障財源として、再分配機能を支えている。しかし、逆進性への懸念から、いわゆる軽減税率の議論が政治過程に登場した。「軽減」税率という口当たりが良いが、正確には「複数」税率というべきである。

消費税の逆進性対策として食料品に軽減税率を設けることは、稚拙な政策である<sup>31)</sup>。その問題点については多くの指摘があり<sup>32)</sup>、租税専門家の間ではかなり強固なコンセンサスになっていると思われる<sup>33)</sup>。重要な点であるので、繰り返しをいとわず、主要な問題点を確認しておこう。

- ・ 絶対額でいえば豊かな人が得をして、再分配の役に立たない。
- ・ 事業者の納税コストを堪えがたいものにし、制度と政治過程を不必要に複雑化する。
- ・ 消費税収に穴を開け、社会保障財源を減らす。

対策が必要であるならば、簡素な給付措置のほうが、再分配の手法としてすぐれている。すでに現行制度でも、市町村民税の均等割が課されていない人に対して、一人当たり6000円が給付されている。簡素な給付措置という控えめの名前であるが、立派な再分配措置である。貧しい人を直接にターゲットにしているからである。食料品といったモノをターゲットにするよりも、はるかに望ましい手法であるといえよう。

#### 4 タックス・ミックス

基幹税の組み合わせ方、すなわちタックス・ミックスは、再分配とどう関係するか。日本財政の現状における複数税の必要性については別の機会に論じたところを参照していただくとして<sup>34)</sup>、ここではいくつかの基幹税について述べておきたい。

消費税率が10%に引き上げられると、付加価値税の比重は今後ますます高まる。政治学の知見によると、福祉国家を財政的に支えるのが付加価値税である<sup>35)</sup>。消費税アレルギーの強い日本でも、この動きは止まらないであろう。

日本の個人所得税は、課税ベースの空洞化が指摘されて久しい。再分配のためには、課税ベースを広げて、富裕層と中間層が社会保障財政を支える構造に直していく必要がある。これに対し、最高税率は地方税を含めてすでに55%になっており、諸外国と遜色ない水準にある。単に最高税率を上げるだけでは、富裕層の出国を促すか、法人成りを誘発するにとどまるだろう。

地方税に固有の役割はどうか。個人所有の土地や家屋に係る固定資産税は、応益性のマントラにかかわらず、累進的である可能性がある。そうであれば、小規模住宅用地に対する特例の縮小など、課税ベースの拡大が再分配に役立つ。

なお、新税の導入には大きな政治的コストがかかる。一般的な財産保有税としての富裕税の導入可能性については、グローバル経済の中で執行可能なものにする担保措置の確立が先決である。

#### V おわりに

まとめよう。日本の財政赤字の現状では、税収調達力回復により社会保障を支えることが、再分配に資する。財政を破綻させないという大条件の下ではじめて、個別税制に関する負担構造の改革が活きてくる。

21世紀前半の日本は、人口オーナスが働き、めざましい経済成長は見込めない。よって、経済成長によって当初所得の分配状況を改善する道筋には、それほど多くを期待できない。そうはいつても、経済再生への努力を続けていく必要がある。経済再生に対する大きな障害が労働力不足である。この中で、労働作業の自動機械への代替が進んでいく。このような状況下において、人的資本を高めるための公的政策の拡充が重要課題になる。現在、対価なきケア・ワ

ークを、圧倒的な比重で女性が担っている。男女を問わず分担し、出てくる余裕でもって、労働市場への参加を促すべきであろう。これには私たちひとりひとりの意識改革が必要であり、相当の大事業となる。だが、日本社会に大量の移民を受け入れるという社会的合意を短時間のうちに調達することと比較すれば、まだしも現実的な方策ではないだろうか。

本報告はプラクティカルな整理を志向した。これとは異なり、大胆な改革論を打ち出す研究は多い。たとえば、米国のある論者は、成人年齢に達した若者全員に8万ドルのグラントを与え、それを富裕層に対する2%の財産税でまかなうことを提案した<sup>36)</sup>。米国の政治状況からして現実に採用される可能性がほぼないとわかっているが、研究者としてそう発言したのである。ただし彼らの提案も、財源の裏付けを伴っていた。このことに留意が必要である。

再分配の論題については、誰でも何かしらいいたいことがある。しかし、真に意味のある発言をすることはきわめて難しい。制約条件を意識すればするほど、実行可能性のある提言が困難になってくるからである。難度の高い論題を用意された運営委員会に敬意を表して、本報告を終わりたい。

#### VI 補 足

本稿は、2015年10月10日の新潟大学における口頭報告に、2016年1月12日の原稿提出時点で手直しを加えたものである。3カ月分の基準時のズレを活用して、3点補足しておく。

第1に、口頭報告ではピケティ『21世紀の資本』<sup>37)</sup>に触れなかった。しかし当日午後のシンポジウムでは、同書関連の質問が相次いだ。シンポジウムでの人的資本に関する私の応答は、米国の最適課税論者のある論文を参照している<sup>38)</sup>。この論文は、バルザック『ゴリオ爺さん』に出てくる「ヴォートランのお説教」についても、ピケティとは異なる解釈を行っている。事前の観点から貯蓄(savings)の複層性を視野に入れており、ピケティの書物に対する良質の批評として読むことができる。もとより、貧困と格差の問題には、長年にわたり多くの研究者が取り組んできた<sup>39)</sup>。2015年のノーベル経済学賞受賞者は、経済成長の意義をより重視する書物を書いている<sup>40)</sup>。フランスにおける思想的系譜も興味深い<sup>41)</sup>。一過性のブームとしてではなく、息長く考えていきたい

いものである。

第2に、2015年11月13日、政府税制調査会は、「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理」を公表した<sup>42)</sup>。1990年代以降の日本の経済社会の構造変化を新しいデータをもとに「実像」把握して、それをもとに所得税制のあるべき姿について論点整理を行っており、重要な基礎資料になっている。口頭報告で言及したいくつかのデータは、まとまった形でそこから参照可能である。

第3に、2015年12月16日、自由民主党・公明党「平成28年度税制改正大綱」<sup>43)</sup>は、消費税率10%への引上げを2017年4月に実施することとし、それと同時に軽減税率を導入することとした。対象品目は、酒類と外食を除く飲食物品、および、定期講読契約が締結された週2回以上発行される新聞である。あわせて、複数税率制度に対応した仕入税額控除の方式として、インボイス制度を2021年4月1日から導入することとした。このことの論評は、別の機会にゆずる。

- 1) 高橋祐介「貧困と税法——最低生活費保障の観点から——」民商法雑誌142巻2号139頁、3号259頁(2010)。
- 2) 税制調査会基礎問題小委員会「わが国経済社会の構造変化の『実像』について」(2004) <http://www.cao.go.jp/zeicho/tosin/pdf/160622.pdf> (2016年1月12日検索、以下、本稿で引用するウェブサイトの検索時点は、いずれも同日。)
- 3) 税制調査会「経済社会の構造変化に関するファクトの整理(平27.9.25 総21—2)」(2015) [http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2015/\\_icsFiles/afiedfile/2015/09/24/27zen21kai3.pdf](http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2015/_icsFiles/afiedfile/2015/09/24/27zen21kai3.pdf)。
- 4) Jones, R.S. and K. Fukawa, "Achieving Fiscal Consolidation while Promoting Social Cohesion in Japan", OECD Economics Department Working Papers, No. 1262 (2015)。
- 5) 税制調査会2015年7月31日 総15—1のスライド21 [http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2015/\\_icsFiles/afiedfile/2015/07/31/27zen15kai2\\_1.pdf](http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2015/_icsFiles/afiedfile/2015/07/31/27zen15kai2_1.pdf); OECD, In It Together: Why Less Inequality Benefits All (2015); 小塩隆士「税・社会保障と格差社会」宇沢弘文ほか編『格差社会を越えて』(東京大学出版会、2012) 35頁を参照した。
- 6) 瀧川裕英ほか『法哲学』(有斐閣、2014) 91頁。
- 7) 厚生労働省編「平成24年版厚生労働白書——社会保障を考える——」(2012) 25頁。
- 8) 税制調査会「わが国税制の現状と課題——21世紀に向けた国民の参加と選択——」

(2000) 42頁。

- 9) Murphy, Liam and Thomas Nagel, *The Myth of Ownership: Taxes and Justice* (Oxford University Press 2002) (伊藤恭彦訳『税と正義』(名古屋大学出版会、2006))。
- 10) 増井良啓「税制の公平から分配の公平へ」江頭憲治郎=碓井光明編『法の再構築1 国家と社会』(東京大学出版会、2007) 63頁。
- 11) 神山弘行「財政問題と時間軸: 世代間衡平の観点から」公法研究74号197頁(2012)。
- 12) 井上達夫『世界正義論』(筑摩書房、2012)。
- 13) Louis Kaplow and Steven Shavell, Why the Legal System Is Less Efficient than the Income Tax in Redistributing Income, 23 *Journal of Legal Studies* 667 (1994)。
- 14) マーク・ラムザイヤー「租税法以外の分野における租税法の意義」金子宏編『租税法の基本問題』(有斐閣、2007) 23頁。
- 15) David Gamage, How Should Governments Promote Distributive Justice?: A Framework for Analyzing the Optimal Choice of Tax Instruments, 68 *Tax Law Review* 1 (2014); Zachary Liscow, Reducing Inequality on the Cheap: When Legal Rule Design Should Incorporate Equity as Well as Efficiency, 123 *Yale Law Journal* 2478 (2014); Tsilly Dagan, Pay as You Wish: Globalization, Forum Shopping, and Distributive Justice (2014) [http://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract\\_id=2457212](http://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=2457212)。
- 16) 浅妻章如「信託等を通じた資本所得課税・資産移転課税において納税者・課税当局間の紛争の種・程度を和らげる試み」信託研究奨励金論集36号149頁(2015)。
- 17) 棟居快行「『右肩下がり時代』における税のあり方——憲法的視点から——」租税法研究39号77頁(2011)。
- 18) *The Economist*, "Pay-as-you-go government: It'll cost you." August 29, 2015, at 10.
- 19) 松原有里「租税条約と年金協定をめぐる諸問題——欧州の取組みとわが国の対応——」金子宏編『租税法の基本問題』(有斐閣、2007) 548頁、555頁。
- 20) 財務省「日本の財政関係資料」(2015) 17頁。
- 21) 渋谷雅弘「公的年金の課税」日税研論集37号121頁(1997)。
- 22) 森信茂樹『給付つき税額控除 日本型児童税額控除の提言』(中央経済社、2008)。
- 23) 木村弘之亮「所得支援給付法」(信山社、2010)。
- 24) 望月爾「給付つき税額控除の現状と課題——アメリカのEITCの経験をふまえて——」日本租税理論学会編『租税理論研究叢書20 社会保障と税制』(2010) 69頁。
- 25) 渡辺智之「所得税額はマイナスになりうるか?——いわゆる『給付つき税額控除』の問題点」租税法研究707号82頁(2008)。
- 26) 中里実「給付つき税額控除の執行上の問題」税研145号45頁(2009)。
- 27) 吉村典久「給付つき税額控除と所得控除」税研145号50頁(2009)。
- 28) 藤谷武史「給付つき税額控除と『税制と社会保障制度の一体化』?」新世代法政策学

- 研究 3 卷 (2009) 303 頁。
- 29) 小笠原泰・渡辺智之『2050 老人大国の現実』（東洋経済新報社, 2012）211 頁。
- 30) 学会当日の口頭報告では、大きな政府と小さな政府という対比で整理を試みた。これに対して、午後のシンポジウムで、①税負担 100 と社会保障給付 200 の場合と、②税額控除方式による給付 100 は、大きい政府と小さい政府という観点からは同等であるという指摘をいただいた。たしかにこの両者は、ネットでみて 100 を給付しているという点で同じである。ただし、グロスでみた政府の活動量が異なる。また、課税と給付に伴うコスト（移転に付随する「バケツの水漏れ」）は現実世界では無視できないであろう。
- 31) OECD/Korea Institute of Public Finance (2014), The Distributional Effects of Consumption Taxes in OECD Countries, OECD Tax Policy Studies, No.22, OECD Publishing, at 69. さらに参照, Institute for Fiscal Studies, Tax By Design: The Mirrlees Review 162 (Oxford University Press, 2011)。より古くは, U.S. Department of the Treasury, Tax Reform for Fairness, Simplicity, and Economic Growth, vol. 3 Value-Added Tax 43, 95 (1984)。
- 32) 森信茂樹「消費税における公平性と透明性について」租税研究 787 号 46 頁 (2015), 西山由美ほか「座談会 軽減税率：導入の是非と今後の展望」税理 58 巻 12 号 74 頁 (2015), 水野忠恒『大系租税法』（中央経済社, 2015）837 頁など。
- 33) 2014 年 6 月 11 日 税制調査会第 9 回 総会 議事録 [http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2014/\\_icsFiles/afldfile/2014/07/17/26zen9kai.pdf](http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2014/_icsFiles/afldfile/2014/07/17/26zen9kai.pdf) を参照。なお, 2015 年 11 月 20 日 朝日新聞「(討論) 税の大義」は, 諸富徹「軽減税率は意外と効率的では」という意見を紹介している。しかしこれは, 「軽減税率は, 経済学者には評判が悪い。」と断った上での意見である。同じ意見の中には, 「そもそも逆進性の緩和を, 消費税の中だけで完結させるべきなのか。」という発言も含まれている。
- 34) 増井良啓「租税法について」金子宏ほか編『租税法と市場』（有斐閣, 2014）73 頁。
- 35) Junko Kato, Regressive Taxation and the Welfare State: Path Dependence and Policy Diffusion (Cambridge University Press, 2003)。
- 36) Bruce Ackerman and Anne Alstott, The Stakeholder Society (Yale University Press 1999)。
- 37) トマ・ピケティ『21 世紀の資本』（山形浩生・守岡桜・森本正史訳, みすず書房, 2014)。
- 38) Joseph Bankman and Daniel Shaviro, Piketty in America: A Tale of Two Literatures, 68 Tax Law Review 453, at 492 (2015)。
- 39) アンソニー・B・アトキンソン『21 世紀の不平等』（山形浩生・森本正史訳, 東洋経済新報社, 2015)。
- 40) アンガス・ディートン『大脱出——健康, お金, 格差の起原』（松本裕訳, みすず書房,

2014)。

- 41) 加藤晴久『ブルデュー 闊う知識人』（講談社, 2015)。
- 42) <http://www.cao.go.jp/zei-cho/shimon/seiri271113.html>
- 43) [http://jimin.ncss.nifty.com/pdf/news/policy/131061\\_1.pdf](http://jimin.ncss.nifty.com/pdf/news/policy/131061_1.pdf)



グローバル時代の税制と再分配

租税法研究 第44号 (2016)

2016年6月30日 発行

編 者 租 税 法 学 会  
発 行 者 江 草 貞 治  
発 行 所 株 式 有 斐 閣  
          会 社

郵便番号101-0051  
東京都千代田区神田神保町2-17  
電話 (03) 3264-1314 (編集)  
(03) 3265-6811 (営業)  
<http://www.yuhikaku.co.jp/>

制作/株式会社有斐閣学術センター  
印刷・製本/萩原印刷株式会社  
© 2016. 租税法学会. Printed in Japan  
落丁・乱丁本はお取替いたします。

ISBN 978-4-641-22707-1

**JCOPY** 本書の無断複写(コピー)は、著作権法上での例外を除き、禁じられています。複写される場合は、そのつど事前に、(社)出版者著作権管理機構(電話03-3513-6869, FAX03-3513-6979, e-mail:info@jcopy.or.jp)の許諾を得てください。